参考様式第5－1号

丹農林第606号の30
令和８年10月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波市長　林　時彦

市町村名 （市町村コード）	丹波市 （ 28223 ）
地域名 （地域内農業集落名）	市島町上竹田 （ 十市 ）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 7月 27日 （第 1 回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

丹波市の他の地域と同様に、十市地区でも区民の高齢化に伴い農業の担い手が減少し、後継者不足が課題となっている。当地区は半世紀前から県による農業基盤整備が進められ、比較的平坦な農地が広がる地域である。約30年前には、当時の若手区民が先進的な農業の集約化を目指して農事組合（現・営農組合）を結成し、現在に至っている。現在は全世帯42戸のうち、農地地権者33名で組合を構成し農地を預かっているが、近年では全耕作地の3分の1にあたる約4haの請負にとどまっている状況である。さらに、専従の組合作業員も高齢化や人手不足によって農作業が困難になりつつあり、組合の運営維持の先行きが不透明な現状である。個々の農家においても、近年の米価変動に伴う農業収得の確保や、農業機械の価格高騰により更新する余裕がないといった経済的な問題等から農業経営の継続が困難となっている。さらに、地権者の営農・農地維持に対する意欲の低下や、地域住民の農業への理解・関心が薄れてきていることも、当地区の課題といえる。今後は、農業環境保全に関する補助金等も活用して農地を整備するとともに、外部の農業法人等にも協力を仰ぎながら、耕作放棄地のない豊かな農地の維持管理に努めていく必要がある。

（2） 地域における農業の将来の在り方

【該当項目にチェック】

☑ ①当地区は水稲を主に、農地の集積・集約化を進める。
☐ ②当地区は水稲を主に、特産の丹波大納言小豆、黒大豆等を拡大し、農地の集積・集約化を進める。
☑ ③地区内外の認定農業者・集落営農組織等に農地の集積・集約化を進める。
☐ ④新規就農者を積極的に受け入れる体制作りを進める。
☐ ⑤農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
☐ ⑥施設、果樹等の高収益作物の導入を進める。
☑ ⑦農業を担う者が耕作し易くするため、集落や地権者が畦畔の草刈りや水管理等を行う仕組みを構築する。
☑ ⑧農地の効率的かつ総合的な利用を図るため貸借相談等を行う窓口を設ける。
☐ ⑨多面的機能が維持できる農地管理を行う。（放棄田発生防止）
☐ ⑩その他（　　）

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.9 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	― ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

【該当項目にチェック】

☑ ①農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地等を農業上の利用が行われる区域とする。

☐ ②その他（　　）

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

【該当項目にチェック】

☑ ①農地中間管理機構を活用して、認定農業者等の担い手や新規就農者を中心に集積・集約化を進める。
☐ ②その他（　　）

（2）農地中間管理機構の活用方針

【該当項目にチェック】

☑ ①農地中間管理機構を活用して、担い手等の経営意向をくみ取り、段階的に集積・集約化を進める。
☐ ②その他（　　）

（3）基盤整備事業への取組方針

【該当項目にチェック】

☐ ①地域のニーズを踏まえ、農地管理の効率化を図るためパイプライン等の基盤整備事業を進める。
☐ ②担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を（　　）年度までに実施する。
☑ ③現在、基盤整備事業は考えていない。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

【該当項目にチェック】

☑ ①関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。
☐ ②農地の貸し借り、斡旋等を行う窓口を設け、担い手の支援に努める。
☐ ③その他（　　）

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

【該当事項にチェック】

☑ ①設備投資を抑えるため、地区内の農業者や営農組織に依頼する。
☐ ②必要に応じて、農業支援サービス事業体の利用を検討する。
☐ ③その他（　　）

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☑ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦当地区の保全・管理としては、春・夏・水稲収穫前のそれぞれに組合員・区民の協力のもと畦畔の草刈りを行っており、また「十市農水保全の会」の補助金を活用して農道の舗装整備や水路の修復を行い、農作業の効率化を目指し今後も維持管理に努めていく。あわせて、耕作放棄地への対応方針についても、今後検討を進めていく。